

日本DPO協会第9回オンライン例会
「改正個人情報保護法エッセンス解説・
個人の権利拡大（各論解説第2回）」
2021年12月16日（木）15:30～17:00

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

第1回講師

- 「改正個人情報保護法エッセンス解説(第1回)」
2021年10月14日(木)15:30~17:00
講師:個人情報保護委員会事務局企画官 恩賀 一 様

• 各論解説第1回講師

- 各論解説第1回:「データの利活用(仮名加工情報の活用、個人関連情報の取扱い、提供元の記録義務)」
- 2021年11月11日(木)15:30~17:00
- 講師:個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 関口 朋宏 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様
-

各論解説第2回講師

- 各論解説第2回：「**個人の権利拡大**（利用停止・消去等の請求権拡大、保有個人データの開示方法、第三者提供記録の開示請求、短期保有データの開示・利用停止等、第三者提供の制限（不正取得データ、オプトアウト可データ））」
- 2021年12月16日（木） 15:30～17:00
- 個人情報保護委員会事務局 企画官 恩賀 一 様
- 参事官補佐 松本 亮孝 様
- 参事官補佐 今 拓久真 様

「法は権利の上に眠る者を保護しない」

- 個人情報保護法における権利拡大に関連して、「法は権利の上に眠る者を保護しない」という法格言（法諺）を取り上げる。
- いくつかの表現がる。
- 例：「権利の上に眠る者は、保護に値せず」
- 時効制度の理由付けに使われる。時効制度は、一般的には、長い間の事実状態を認め、その開始時に遡って権利の取得を認め、又は消滅を認める制度である。ここでは、法律上の権利者が権利を行使しない状態が長く続いた場合に、その権利の主張が認められなくなる消滅時効の説明に使われることがある。

法務省「民法(債権法)改正」パンフレット (2018年3月発行)表紙



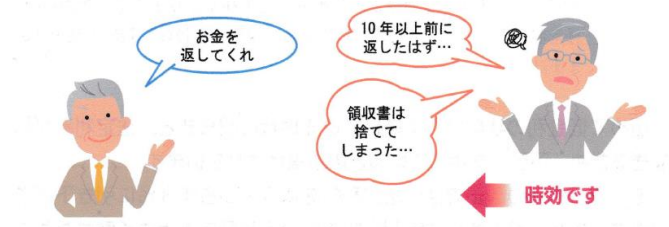
- 2020年4月1日から
- 債権法(民法の契約等に関する部分)が
- 変わります
- ≫ 民法制定以来約120年間の
- 社会経済の変化に対応します
- ≫ 民法のルールが
- より分かりやすいものになります

4 消滅時効(※)に関する改正

約120年間の社会経済の変化への対応 (実質的なルールの改正)

4 消滅時効(※)に関する改正

※「消滅時効」とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。長期間が経過すると、証拠が散逸し、債務者であるとされた者が債務を負っていないことを立証することも困難になるため、このような制度が設けられていると言われていました。



民法は消滅時効により債権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）は原則10年であるとしつつ、例外的に、職業別により短期の消滅時効期間（弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年など）を設けていました。今回の改正では、消滅時効期間について、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として5年とするなどしています。

※ただし、債権者自身が自分が権利を行使することができることを知らないような債権（例えば、債権者に返済金を過払したため、過払金の返還を求める債権については、過払いの時点では、その権利を有することがよく分からないことがあります。）については、権利を行使することができる時から「10年」で時効になります。



- ※「消滅時効」とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。長期間が経過すると、証拠が散逸し、債務者であるとされた者が債務を負っていないことを立証することも困難になるため、このような制度が設けられていると言われていました。（8頁）

- 民法は消滅時効により債権が、消滅するまでの期間(消滅時効期間)は原則10年であるとしつつ、例外的に、職業別のより短期の消滅時効期間(弁護士報酬は2、医師の診療報酬は3年など)を設けていました。今回の改正では、消滅時効期間について、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として5年とするなどしています。
- ※ただし、債権者自身が自分が権利を行使することができることを知らないような債権(例えば、債権者に返済金を過払したため、過払金の返還を求める債権については、過払いの時点では、その権利を有することがよく分からないことがあります。)については、権利を行使することができる時から「10年」で時効になります。(8頁)



● 職業別の短期消滅時効の例

旧ルール		➔	新ルール
債権の種類	時効期間		(原則5年 ケースによっては は最長10年)
医師の診療報酬	3年		
弁護士の報酬	2年		
飲食代金	1年		
動産のレンタル代金	1年		
商取引債権	5年		



● 職業別の短期消滅時効の例

● 旧ルール

- | 債権の種類 | 時効期間 |
|-------------|------|
| ● 医師の診療報酬 | 3年 |
| ● 弁護士の報酬 | 2年 |
| ● 飲食代金 | 1年 |
| ● 動産のレンタル代金 | 1年 |
| ● 商取引債権 | 5年 |

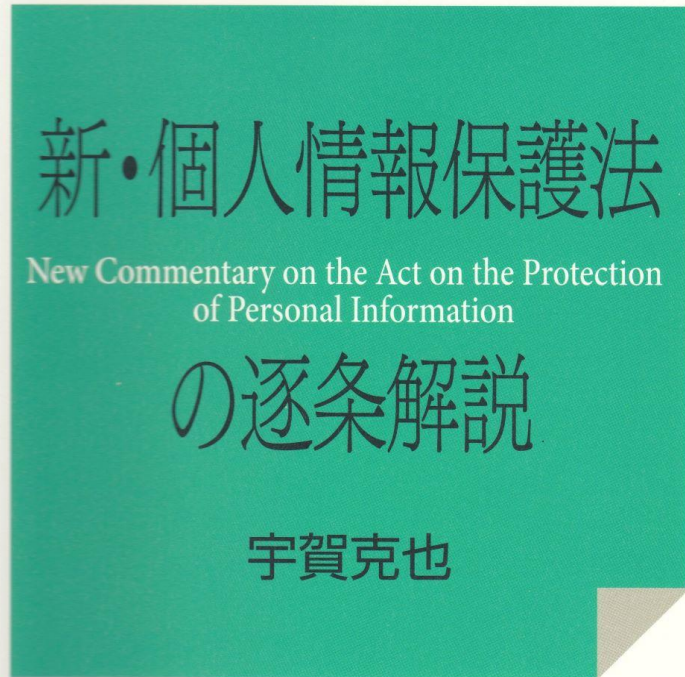


● 新ルール

原則5年ケースによっては最長10年
(9頁)

個人情報保護法の権威ある解説書の紹介

新・個人情報保護法の逐条解説



宇賀克也

新個人情報保護法のすべて

令和2年および令和3年の個人情報保護法改正に対応。
法律の一本化に伴い、前著『個人情報保護法の逐条解説—個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法』から書名を改めた。

有斐閣

有斐閣

- 1068頁
- 2021年12月25日初版第1刷発行
- 6,500＋税
- 2015年個人情報保護法改正の検討を2013年に開始した IT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」(パーソナルデータ検討会)(2013年9月～同年12月座長・堀部政男一橋大学名誉教授、2014年1月～座長・宇賀克也東京大学教授<当時>)